

# 小川城址と小川作小屋村

## 指定管理者募集要項

令和7年2月

西米良村

# 指 定 管 理 者 募 集 要 項

## I 指定管理者制度の趣旨

平成 15 年 6 月に地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理について、民間の能力を活用することにより住民サービスの向上と経費の削減を図るため、指定管理者制度が導入されました。

これまでは、地方自治法で規定された団体にしか委託できませんでしたが、法律の改正により地方公共団体の出資法人や公共団体に限らず、民間企業や各種法人、その他の団体も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができるようになりました。

西米良村では、小川城址と小川作小屋村の指定管理者の指定にあたり、事業者を公募し、運営管理と住民サービスの向上、更には地域の振興について、創意工夫のある提案を募集します。

## II 指定管理の概要

### 1 施設の名称

小川城址と小川作小屋村

### 2 公募の期間

令和 7 年 2 月 6 日(木)から令和 7 年 2 月 20 日(木)まで

### 3 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで(1 年間)

### 4 指定管理者の選定方法

指定管理者の選定は、「公の施設に関する条例」第 10 条の 2 の規定に基づき、事業計画の実施に要する費用・効果、事業計画に沿って施設を管理する能力等を書類・面接審査などにより総合的に評価して選定します。

### 5 選考結果の通知

選考結果は、申請書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

### 6 協定の締結

審査結果を基に、村と指定管理者(候補者)間で管理運営費・事業内容やその他必要事項について協議を行い、指定の議決後に協定を締結します。

### 7 問い合わせ先

〒881 - 1411 宮崎県児湯郡西米良村大字村所 15 番地

西米良村役場むら創生課

電 話 0983-36-1111 (内線 25)

F A X 0983-36-1207

### Ⅲ 公募（第1次募集）に関する事項

#### 1 指定管理者の公募及び選定スケジュール

##### ① 募集要項等の配布

募集要項及び仕様書等は令和7年2月6日(木)から配布しますので必要な方はご来庁ください。なお、郵送はいたしません。

配布場所：問い合わせ先に同じ

配布時間：平日 午前9時～正午 午後1時～午後5時

##### ② 募集要項及び業務仕様に関する質問書（様式第5号）の受付

質問は以下のとおり受け付けます。質問に対する回答は、受付終了後一括してFAX等で行います。なお、質問内容によっては時間をいただく場合があります。

受付時間：令和7年2月6日（木）から令和7年2月20日（木）

受付方法：質問書（様式第5号）に記入の上、むら創生課に提出してください。

##### ③ 申請の受付

申請書類を以下のとおり受け付けます。（提出：正本1部）

受付期間：令和7年2月6日（木）から令和7年2月20日（木）  
平日 午前9時から正午 午後1時から午後5時

受付場所：問い合わせ先に同じ

※申請書及び申請書類は持参してください。（事故防止のため郵便等での提出は受け付けません。）

※提出後の変更・追加は原則として認めません。

##### ④ 選考結果の通知

選考結果の通知については、全応募団体あてに文書で通知します。

##### ⑤ 協定締結

選定された団体については、地方自治法の規定に基づき、西米良村議会に対して提案し、議決後に指定管理者として指定します。

指定にあたっては、文書で通知するとともに告示し、その後、協定締結いたします。

##### ⑥ その他

第1次募集にて応募がなかった場合、または適切な指定管理者を選考できなかった場合は、申請資格を村外にまで広げたいうえで、第2次募集を実施する予定です。

#### 2 その他

村議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。なお、村議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、小川城址と小川作小屋村に係る業務及び管理の準

備のために支出した費用については一切保証しません。また、指定後、指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために、本村が行う指示に従わないとき、指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。その指定を取り消し、または期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止によって損害が生じても、その賠償の責めは負いません。

#### IV 募集要項

##### 1 施設の概要

- (1) 名称 小川城址と小川作小屋村
- (2) 所在地 宮崎県児湯郡西米良村大字小川 2 5 4 番地
- (3) 設置時期 平成 2 1 年 4 月
- (4) 施設概要 詳細は別紙仕様書を参照

##### 2 申請の資格

- ① 第 1 次募集については、村内に住所を有する法人、その他の団体であること。
- ② 団体又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本村おける一般入札等の参加を制限されている者
  - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
  - オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
  - カ 国税及び地方税を滞納していないこと

##### 3 申請の手続き

指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

- ① 指定申請書（別記様式第 1 号）
- ② 申請資格を有していることを証する書類
  - ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
  - イ 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書又は住民票抄本
  - ウ 定款又は規約その他これらに相当する書類
  - エ 申込資格に関する申立書（別記様式第 2 号）

- オ 国税及び地方税の納税証明書
- カ 納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書(別記第2号様式)
- ③ 管理の方針及び事業計画書(様式第1号)
  - ア 人員配置計画書(様式第2号)
  - イ 再委託予定調書(様式第3号)
- ④ 管理に係る収支計画書(様式第4号)【指定期間1年分】
- ⑤ 当該団体の経営状況を説明する書類
  - ア 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類
  - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
  - ウ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
  - エ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- ⑥ その他、小川城址と小川作小屋村の施設の管理が適正かつ確実に  
行われたかどうかを判断するために村長が必要と認める書類

#### 4 申請の受付期間

申請書類の受付期間は、Ⅲ公募に関する事項の③を参照のこと。  
なお提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は認めない。

#### 5 審査及び選定の基準

- ① 審査方法  
指定管理者の選定にあたっては、応募書類及び面接審査などにより  
選考する。
- ② 選定の基準
  - ア 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること
  - イ 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること
  - ウ 公の施設の適切な維持及び管理ならびに管理に係る経費の縮減が  
図られるものであること
  - エ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及  
び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること
  - オ その他村長が別に定める事項

#### 6 管理の基準

- ① 次の法令等を遵守し、適正に施設の維持管理、運営を行うこと。
  - ア 地方自治法
  - イ 労働基準法
  - ウ 公の施設に関する条例(昭和53年西米良村条例第16号)

- エ 消防法その他建築物の管理に関して必要な法令
  - オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
  - カ その他関係する法令
- ② 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報について適正に取り扱うこと。

7 利用料金に関する事項

施設の利用料金（施設使用料）は指定管理者に収受させるものとする。

8 施設管理費用の支払

小川城址と小川作小屋村の管理業務に要する経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払うものとする。支払時期や額、方法は協定にて定める。